

トピックス

- 金誠同達 2023 年度第一回シニアパートナー会議、深セン市で開催

法令速報

- 市場監督管理総局、四つの独占禁止法関連規則を公布
- 市場監督管理総局、「インターネット広告管理弁法」を公布
- 最高人民法院知的財産権法廷、2022 年の典型的な事例を公開
- 国家インターネット情報弁公室、「生成 AI サービス管理弁法(意見募集稿)」を公布

弁護士コラム

- 中国における「独占禁止法」改定の要点および企業側のこれへの対応(第四編)

金誠同達 2023 年度第一回シニアパートナー会議、深セン市で開催

金誠同達の 2023 年度第一回シニアパートナー会議は 2023 年 3 月の 25 日から 26 日にわたって深セン市で開催され、全国各地から集まった百五十名あまりのシニアパートナーがこれに出席しました。

今回のシニアパートナー会議におきましては、マネジメント委員会 2020 年度～2022 年度業務総括および 2023 年～2025 年度業務計画、監督評議委員会 2022 年度業務総括および 2023 年度業務計画、シニアパートナー評価報告書ならびにマネジメント委員会査定報告書が報告され、2022 年度決算、2023 年度予算、「管理人員職務行為規範」制定議案、パートナー加盟申請および事務所定款変更議案が審議されました。

また、同会議におきましてはシンガポール支所と南沙支所の設立案が審議され、鄭州・三亜・香港支所の状況が報告されました。中国における「一帯一路」への積極的な共同参画と互恵的な共存共栄戦略の推進を背景とし、金誠同達は今後も自らの発展および戦略構成と国家発展構図との融合、東南アジア地区への積極的な分布ならびに優良な法律サービスの網羅する範囲の拡張を堅持して参ります。

これまでも金誠同達は輝かしい 30 余年を既に歩んで参りました。2023 年におきましては感染拡大のすう勢が基本的には遂に終わりを告げ、この万物が一新する時代と季節におきまして、金誠同達は新たな躍進に向けて着実にまい進し、新たな偉業を足下に、そして未来に見据えつつ日々精進して参る所存であります。

市場監督管理総局、四つの独占禁止法関連規則を公布

2022 年に改正された独占禁止法の実施を目的とし、市場監督管理総局は 2023 年 3 月 10 日、「競争行為排除制限行政権力濫用禁止規定」、「独占的協定禁止規定」、「市場支配的地位濫用行為禁止規定」および「企業結合審査規定」という四つの独占禁止法に係る規則を公布した。これらの規則は 2023 年 4 月 15 日から施行されている。今回の改正の重点には、主に次のものが含まれている。

一つ目は、独占禁止法関連規定の細分化である。2022 年に改正された独占禁止法に基づいて水平的協定における「競争関係を有する事業者」の主体の範囲が明確にされ、企業結合審査期限「計算一時停止」制度が細分化されているとともに、企業結合審査上の「支配権」や「企業結合実施」などの判断要素等も明確にされている。

二つ目は、監督管理上の法執行手続の合理化である。申告基準に達してはいないものの、競争排除・制限効果を有しており、または有しているおそれのあることを証明する証拠の存在している企業結合の審査と調査に関する規定が完全化されており、かつ、企業結合審査簡易案件手続等も合理化されている。

三つ目は、関連主体の法的責任の強化である。独占的協定において個人的な責任を負担する事業者の法定代表者、主要責任者および直接の責任者を対象とする処罰軽減・免除申請の幅が規定されており、企業結合申告者およびその代理人の責任と義務が強化され、受託者選任規則等も合理化されている。

(出典:

https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353973.html

https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353968.html

https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353971.html

https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353972.html)

市場監督管理総局、「インターネット広告管理弁法」を公布

国家市場監督管理総局は 2023 年 2 月 25 日、「インターネット広告管理弁法」(以下「弁法」)を公布した。同法は 2023 年 5 月 1 日から施行される。「弁法」においては広告主、インターネット広告出稿者およびインターネットプラットフォーム事業者の責任が更に明確にされている。このほかにも「弁法」においてはさらに、インターネット広告の問題(例えば、オンラインライブ配信を利用したインターネット広告の出稿等の相応の広告活動に参加する主体による広告主、広告事業者、広告出稿者および広告イメージキャラクターとしての責任と義務の法的負担義務等)を対象とする焦点化された措置が提起されており、有名タレントや娯楽業界の人気芸

能人などによる虚偽の違法な宣伝の問題を対象とする監督管理措置が更に細分化され、広告イメージキャラクターに対する管轄に関する規定が新たに増加されている。

(出典：https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202303/t20230320_353974.html)

最高人民法院知的財産権法廷、2022 年の典型的な事例を公開

最高人民法院知的財産権法廷は 2023 年 3 月 31 日、年度報告書(2022)、典型的な事例(2022)および審判の要旨の摘要(2022)を公開した。同日の公開した情報によると、最高人民法院知的財産権法廷は 2022 年に 3468 件の技術類知的財産権および独占の案件を結審した。これを基礎として最高人民法院は 61 件の典型的な事例の厳選と 75 篇の審判の要旨の抽出を通じて「最高人民法院知的財産権法廷審判要旨摘要(2022)」を形成し、技術類知的財産権および独占の案件における司法の理念、審理の考え方および審判の方法を集中的に明示している。また、最高人民法院知的財産権法廷も特別に 2022 年に結審した案件の中から 20 件の典型的な事例を厳選して公開している。最高人民法院の権威的な性質を考慮に入れると、これらの審判の要旨と事例は更なる研究と参考の価値を有している。

(出典：<https://www.court.gov.cn/xinshidai-xiangqing-394892.html>)

国家インターネット情報弁公室、「生成 AI サービス管理弁法(意見募集稿)」を公布

生成 AI の健全な発展と規範的な応用の促進を目的とし、国家インターネット情報弁公室は 2023 年 4 月 11 日、「生成 AI サービス管理弁法(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」)を公布し、社会からの意見を公に募集した。意見のフィードバック期限は 2023 年 5 月 10 日までとされている。「意見募集稿」においては、生成 AI 製品を利用した公衆へのサービスの提供前には関連規定に従ってセキュリティ評価を国家インターネット情報部門に申請しなければならないとともに、関連規定に従ってアルゴリズムの届出手続と変更・抹消届出手続を履行しなければならない、という旨が規定されている。

このほかにも当該意見募集稿においてはさらに、生成 AI の製品またはサービスを提供する場合における法令の要求の遵守および社会的な公德と公序良俗の尊重、生成 AI 製品を利用してサービスを提供する組織と個人による当該製品の生成するコンテンツの生産者としての責任の負担、個人情報にかかわる場合における個人情報処理者としての法定責任の負担および個人情報保護義務の履行、生成 AI 製品・サービスの提供者による同製品のプレトレーニングデータや合理化トレーニングデータの起源の合法性に対する責任の負担などの義務が規定されている。

(出典：http://www.cac.gov.cn/2023-04/11/c_1682854275475410.htm)

中国における「独占禁止法」改定の要点および企業側のこれへの対応

弁護士 張国棟 李太陽

中国における「独占禁止法」の 2008 年 8 月 1 日の施行から 14 年あまりの歳月を経て、昨今における中国当局の一連の法執行活動は、既に世界的な関心を集めるまでになり、2022 年 6 月 24 日の改定後におきましては、各界からの更なる重点的な関心が寄せられています。今回の改定は同年の 8 月 1 日に既に発効し、当該日から実施されています。グローバルにビジネスを展開する日系企業や多国籍企業も中国における「独占禁止法」の関連リスクをますます重視するようになってきています。そこで、本項におきましては中国における「独占禁止法」改定の要点、企業側のコンプライアンス上の対応などの九つの部分を四回に分けて紹介させていただきます。

今回は四回目としまして、デジタル経済に対する特別な規制ルール、公平競争審査制度の導入、その他の修正内容、日系企業への影響に対する分析、および企業によるこれへの対応について、掲載させていただきます。

6、デジタル経済に対する特別な規制ルール

ICT 技術の発展と普及に伴って到来したデジタル時代におきましては、プラットフォームは従来の企業に比べますと、両面市場の属性、ネットワーク効果、ロックイン効果などの特徴を有しています。デジタル経済の更なる発展に伴い、世界的な範囲においてデジタルプラットフォームの独占に関する問題が発生しています。これを対応するために、「新法」の第 9 条におきましては、事業者はデータ、アルゴリズム、技術、資本の優勢、プラットフォーム規則などを利用して本法の禁止する独占行為に従事してはならない、という旨が明確にされています。第 22 条におきましては市場支配的地位を有する事業者を特に対象とし、データ、アルゴリズム、技術、プラットフォーム規則などを利用した市場支配的地位の濫用行為に従事してはならない、という旨が強調されています。

中国におけるプラットフォーム業者に対する独占禁止法執行活動の強化は、2020 年の 11 月から今日に至るまでの間、依然として大いに注目を集めています。この期間におきましては、国務院独占禁止委員会は「プラットフォーム経済の分野に関する独占禁止ガイドライン」を公布しており、法執行機構も法令の執行を相応に強化しています。近年の政策の動向としましてはプラットフォーム企業の健全な発展の促進がより多く言及されてきましたが、「新法」の規定におきましては法律の面においてインターネット分野に対する規制をより一層行うという原則の不変性が依然として体现されています。

7、公平競争審査制度の導入

中国の市場経済におきましては、計画経済からの脱却と長期的な構造転換を経て、市場経済国家の問題、すなわち経済的な独占が存在しているとともに、構造転換の過程にある国家に特有な問題、すなわち行政的な独占も存在しています。このため、「独占禁止法」におきましては経済的な独占を防止する必要があるだけでなく、行政的な独占も防止する必要があります。公平競争審査制度は中国における行政的な独占を源から規制するための一つの制度上の革新です。国務院は 2016 年 6 月 14 日に「市場体系構築の過程における

公平競争審査制度の確立に関する意見」を公布しました。同意見におきましては、公平競争審査制度¹の確立、これによる政府関連行為の規範化、競争を排除・制限する政策・措置の公布の防止、ならびに全国的に統一的な市場および公平な競争を妨害する規定・行為の段階的な整理および廃止が、要求されています。

「新法」の第 5 条におきましては、国家による公平競争審査制度の確立と整備、および「行政機関と法令により授権された公共事務管理の権限を有する組織は、市場主体の経済活動にかかわる規定を制定するときは、公平競争審査を行わなければならない。」という旨が、明確に規定されています。「新法」におきましては、公平競争審査制度が法律の等級に昇格し、行政的な独占行為に対する事前の予防から事中・事後の監督管理および禁止までにわたる全過程における監督管理が実現され、軟性の拘束から剛性の拘束へと引き上げられており、これにより公平競争審査制度の有すべき役割の発揮、および社会全体の公平かつ競争的な秩序の構築の推進に更に利するものとなっています。

表面上におきましては公平競争審査制度には企業との直接の関係性がないようにも見えますが、実際のところは極めて緊密なつながりがあります。なぜかと申しますと、公平競争審査制度におきましては企業が行政的な独占や政策上の独占に対応する上での抜本的な措置の採択の効果を有する重要な根拠が提供されているからです。

8、その他の修正内容

このほかにも「新法」におきましてはさらに、国家による独占禁止規則制度の整備および完全化、独占禁止監督管理強度の引上げ、監督管理能力および監督管理体系の現代化された水準の向上、独占禁止法をめぐる行政と司法の強化、独占案件の法による公正かつ効率的な審理、行政上の法執行と司法との整合メカニズムの整備、ならびに公平な競争秩序の保護が、特に強調されています。これらの規定はいずれも原則的な規定ではありますが、それぞれに実践における問題を対象とする指針が含まれており、非常に注目に値します。

当然のように、これらの目標の実現は決して一日の功績によるものではなく、中国における「独占禁止法」とその関連規則は日に日に成熟し、次第に完全化されていきます。

9、日系企業への影響に対する分析、および企業によるこれへの対応

「新法」の関連内容を踏まえた上で総じて述べますと、独占行為のより一層厳重な取締り、違法行為コストの顕著な引上げなどの点にも見られるとおり、中国における独占行為に対する規制は今後、絶え間なく強化されていきます。このような傾向に伴い、企業が直面する独占禁止法上のリスクと違法行為により生じるコストも、次第に増加していくとともに、「新法」におきましては企業の法定代表者、主要責任者、直接の責任者などに対する個人の責任が追加されています。さらに、独占禁止法上の行政調査、または第三者が提起する民事訴訟への対応のためには、往々にして大量の時間と経済コストが必要となります。

このため、企業は「新法」の内容を踏まえた上で、独占禁止法上のコンプライアンス業務を更に重視して遂

¹ 公平競争審査とは、政府の立法や法執行活動における公平競争基準への違反の疑いのある政策・措置の規範化を目的とし、内部と外部が融合した専門的な評価を通じ、事前審査等の方法をもって競争を排除・制限する政策・措置の公布を防止し、全国的に統一的な市場と公平な競争を妨害する現行の規定・行為を段階的に整理・廃止・完全化する審査をいいます。

行し、経営および取引において存在しているおそれのある独占禁止法上の問題に着目し、これにより最大限にリスクを回避する必要があります。従来の実務を参照しますと、日々の経営にかかわる独占禁止法上のリスクの最小化のためには、コンプライアンス制度の確立、教育を通じたコンプライアンス意識の従業員への浸透、および独占禁止法その他法令の遵守徹底を遂行していただきますよう各企業の皆様にお勧めいたします。

このほか、中国の「独占禁止法」には域外適用条項も設けられており、中国国内における行為ばかりでなく、中国国外における行為も、規制対象になり得ます。中国国内における日系企業その他の外資系企業としましては、現地法人のみにとどまらず、中国国外の本社も一丸となって、自社の日々の経営過程における中国独占禁止法コンプライアンスの徹底化に留意し、こちらに取り組んでいただくべきかと思われまます。

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>